

〈通所介護事業〉

【令和7年4月1日現在】

事業所名	社会福祉法人眉丈会 清快舎デイサービスしらうめ		
事業の種類	指定通所介護（予防・総合）事業	介護保険事業所番号	第1790101008号(金沢市指定)
事業所の所在地	〒920-0993 石川県金沢市茨木町10番地		
事業所連絡先	076-256-0101	管理者	北川 一美（管理者兼務介護職）
運営方針	通所介護サービス計画に基づき親切丁寧にサービスを提供します。またご利用者及びその家族に対しサービス提供方法について理解しやすいよう説明するものとします。サービスの提供にあたっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持って行います。		
サービス内容	機能訓練、入浴 食事 排泄 レクリエーション 送迎		
利用定員	1日/15名以内		
通常の送迎の実施地域	金沢市		
従業者の職種、員数	管理者：1名（兼務）介護職 相談員：1名、看護職員：1名、介護職員：1名上		
事故発生時及び緊急時の対応について	① 通所ケアの提供により事故が発生した場合は、別に定める事故対策規程に基づき適切に対応します。 また、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ② 通所ケアの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該利用者の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 ③ 当事業所において事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。		
協力医療機関及び協力歯科医療機関バックアップ施設	☐ 協力医療機関／独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター 所在地：石川県金沢市下石引町1番1号 ☐ 協力医療機関／社会医療法人財団松原愛育会 松原病院 所在地：石川県金沢市石引4丁目3番5号 ☐ 協力歯科医療機関／竹内歯科医院 所在地：石川県金沢市本多町3丁目11番2号 ☐ バックアップ施設／金澤五番丁 施設種類：特別養護老人ホーム 所在地：石川県金沢市下本多町五番丁14番地		
苦情相談窓口	窓 口：清快舎デイサービスしらうめ 担当者：デイサービス管理者 連絡先：TEL／076-256-0101 FAX／076-256-0103		
利用料	介護サービス ☐ 利用料金（日単位） 地区区分(1.4%上乘せ)1単位10.14円を乗じた金額表示です。（概算になります） 6時間以上7時間未満（介護負担額割合1割の場合） 2割、3割負担は別紙参照してください 要介護1：687円 要介護2：812円 要介護3：937円 要介護4：1,063円 要介護5：1,188円 上記サービス料金には、送迎費も含まれます ☐ 入浴加算 41円 ※R6年6月1日より介護職員等処遇改善加算は一本化で9.2%として上記の料金が上乘せされます。 処遇改善加算5.9%、特定処遇改善加算1.2%、ベースアップ等支援加算1.1% ☐ 食事代 昼食（おやつ含む） 710円		介護予防・事業対象者サービス ☐ 利用料金（月単位） 地区区分(1.4%上乘せ)1単位10.14円を乗じた金額表示です。（概算になります） （介護負担額割合1割の場合） 2割、3割負担は別紙参照してください 要支援1：1,823円 要支援2：3,671円 事業対象者 週1回程利用：1,823円 週2回程利用：3,671円 ※R6年6月1日より介護職員等処遇改善加算は一本化で9.2%として上記の料金が上乘せされます。 処遇改善加算5.9%、特定処遇改善加算1.2%、ベースアップ等支援加算1.1% ☐ 食事代 昼食（おやつ含む） 710円
	※通常の事業実施区域外への送迎 通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎費用として下記料金が発生します。なお、片道料金とし、通常の事業の実施地域を越えた地点から計算した金額とします。 6kmまでは 2000円 6kmを越えて12kmまでは 3000円 12kmを越えて18kmまでは 5000円 その後6km以内毎に、2000円加算します		
その他の費用	① アクティビティ活動費：材料費等の実費 ② 提供される食事以外にご希望された食事等に係る経費等の実費 ③ 日常生活上必要となる諸費用の実費		

サービス利用にあたっての留意事項	(1) 利用前に見学、体験やパンフレット、重要事項説明書等の配布で相談に対応します。 (2) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。複写させていただくことがあります。 (3) 危険物等（銃・刀剣類）は原則として持ち込むことはできません。 (4) 事業所内の設備・器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したことにより破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 (5) 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 (6) 所持品は、基本的に自己の責任で管理してください。 (7) 当事業所内で、職員や外のご利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。 (8) 当事業所内の指定された場所以外での喫煙はできません。
------------------	--

<介護サービス費>

□利用料金（日単位）

地区区分（1.4%上乗せ）1単位に10.14円を乗じた金額表示であります（概算になります）

6時間以上7時間未満<2割負担>

<3割負担>

要介護1 : 1,374 円
 要介護2 : 1,624 円
 要介護3 : 1,874 円
 要介護4 : 2,126 円
 要介護5 : 2,376 円

上記サービス料金には、送迎費も含まれます

要介護1 : 2,061 円
 要介護2 : 2,436 円
 要介護3 : 2,811 円
 要介護4 : 3,189 円
 要介護5 : 3,564 円

上記サービス料金には、送迎費も含まれます

□入浴加算 82 円

※R6年6月1日より介護職員等処遇改善加算は一本化で
 9.2%として上記の料金が上乗せされます。

処遇改善加算5.9%、特定処遇改善加算1.2%
 ベースアップ等支援加算1.1%

□入浴加算 123 円

※R6年6月1日より介護職員等処遇改善加算は一本化
 9.2%として上記の料金が上乗せされます。

処遇改善加算5.9%、特定処遇改善加算1.2%
 ベースアップ等支援加算1.1%

□食事代 昼食（おやつ含む） 710 円

□食事代 昼食（おやつ含む） 710 円

<介護予防・事業対象者サービス費>

□利用料金（月単位）

地区区分（1.4%上乗せ）1単位に10.14円を乗じた金額表示であります（概算になります）

<2割負担>

<3割負担>

要支援1 : 3,646 円
 要支援2 : 7,342 円

事業対象者

週1回程利用 : 3,646 円
 週2回程利用 : 7,342 円

要支援1 : 5,469 円
 要支援2 : 11,013 円

週1回程利用 : 5,469 円
 週2回程利用 : 11,013 円

※R6年6月1日より介護職員等処遇改善加算は一本化で
 9.2%として上記の料金が上乗せされます。

処遇改善加算5.9%、特定処遇改善加算1.2%
 ベースアップ等支援加算1.1%

※R6年6月1日より介護職員等処遇改善加算は一本化で 9
 9.2%として上記の料金が上乗せされます。

処遇改善加算5.9%、特定処遇改善加算1.2%
 ベースアップ等支援加算1.1%

□食事代 昼食（おやつ含む） 710 円

□食事代 昼食（おやつ含む） 710 円